

除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示第五第二号への運用について

除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和三年十二月十五日国土交通省告示第千五百二十二号。以下「告示」という。）第五第二号へに該当する事項は、次の各号とする。ただし、床面積の合計が二千平方メートル以上又は住戸の数二十（マンションの出入口から地上階に設ける住戸（地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあっては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口）までの経路以外については、五十）以上の場合に限る。

- 一 対象経路（告示第五第一号の対象経路をいう。以下同じ。）上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 二 対象経路を構成する出入口（各住戸の出入口を除く。）の幅は、八十センチメートル以上とすること。
- 三 対象経路を構成する廊下その他これに類するものが次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
- 四 対象経路を構成する傾斜路（その踊場を含む。階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 五 対象経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
 - イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
 - ハ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。